

正しく判定！ 法人税の損金算入・不算入

第13回 パソコンを買った時の処理はどうする？

公認会計士・税理士 溝端 浩人
税理士 松本 栄喜



私は、甲社を経営している社長です。当期は利益が出ているので、営業で使えるモバイルパソコンを導入しようと考えています。税務上の留意点を教えてください。



減価償却資産を購入した場合は、購入時に全額を損金として処理するのではなく、資産に計上し、耐用年数（パソコンの場合通常4年）に応じて減価償却の方法により将来にわたって損金に算入することになります。

しかし、少額の減価償却資産については、一定の条件のもと取得時に全額損金算入する方法又は一括して3年で均等償却する方法が認められています。

解説

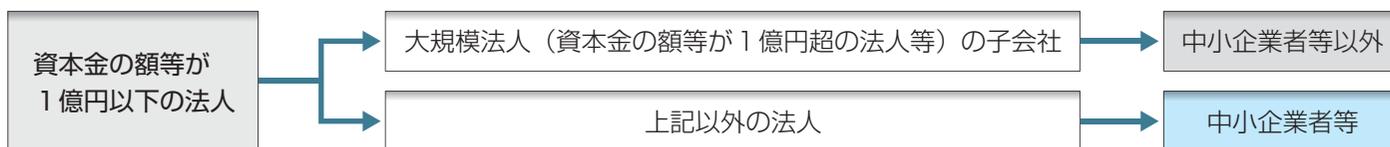
1 少額の減価償却資産の税務上の処理

少額の減価償却資産については、取得価額に応じて、次の3つの処理が認められています。

なお、(3)の特例は、青色申告書を提出する法人で中小企業者等*（常時使用する従業員の数が1,000人を超える中小企業者等を除く）に該当する法人のみ適用することができます。

取得価額	税務上の処理
(1) 10万円未満の減価償却資産	使用可能期間が1年未満のもの又はその取得価額が10万円未満のものは、事業の用に供した時に損金処理すれば、法人税法上、損金に算入することができます。
(2) 20万円未満の減価償却資産	取得価額が20万円未満で事業の用に供したもの（10万円未満の資産で一時損金処理をしなかったものを含む）は、法人税法上、事業年度ごとに、その全部又は一部の合計額を一括して3年で均等償却して損金に算入する方法（一括償却）を選択することができます。
(3) 30万円未満の減価償却資産	青色申告書を提出する中小企業者等*が、平成30年3月31日までの間に取得等し事業の用に供した減価償却資産のうち取得価額が10万円以上30万円未満のものは、事業の用に供した時に損金処理すれば、法人税法上、損金に算入することができます（年間300万円を限度）。

* 中小企業者等とは、次の法人をいいます。



(注) 資本金の額等を有しない法人については、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人が中小企業者等に該当します。

2 法人税と固定資産税（償却資産税）の取扱いの違い

上記①(1)及び(2)の適用資産については、固定資産税（地方税）の課税対象からも除かれます。しかし、上記①(3)の制度は、固定資産税（地方税）にはないため、上記①(3)の適用により10万円以上30万円未満の減価償却資産を一時に損金処理した場合でも、その資産は固定資産税（償却資産税）の申告の対象となりますので、注意が必要です。

【少額減価償却資産の取扱い】

	固定資産計上	全額損金算入 (上記①(1))	3年均等償却 (上記①(2))	中小企業者等の特例 (上記①(3))
10万円未満	○	○	○	—
10万円以上 20万円未満	○	×	○	○
20万円以上 30万円未満	○	×	×	○
固定資産税(償却資産税)の申告	対象	対象外	対象外	対象

(注) ○…選択可、×…選択不可

著者紹介



みぞばた ひろと
溝端 浩人（公認会計士・税理士）
朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）にて実務を経験後、平成4年3月に溝端公認会計士事務所開業。株式会社コンサルティング・モール代表取締役。
【事務所】大阪市天王寺区（谷町九丁目）



まつもと ひでき
松本 栄喜（税理士）
大原簿記専門学校税法講師を経て、妙中公認会計士事務所にて実務を経験後、平成18年に税理士事務所開業。税理士法人松本会計事務所代表。
【事務所】大阪市淀川区西中島

著書

「図解・業務別 会社の税金実務必携」(共著)他

